1．指定製作者等の名称及び住所
　いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号及び極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口六丁目１番45号
2．変更する指定自動車の車名及び型式

指定番号	新 車名及び型式	旧 車名及び型式
16920	いすゞ　ＴＫＧ－ＮＪＲ85ＡＤ	いすゞ　ＳＫＧ－ＮＪＲ85ＡＤ
16921	いすゞ　ＴＫＧ－ＮＫＲ85ＡＤ	いすゞ　ＳＫＧ－ＮＫＲ85ＡＤ
16922	いすゞ　ＴＤＧ－ＮＫＳ85ＡＤ	いすゞ　ＳＤＧ－ＮＫＳ85ＡＤ
16923	ニッサン　ＴＫＧ－ＡＪＲ85ＡＤ	ニッサン　ＳＫＧ－ＡＪＲ85ＡＤ
16924	ニッサン　ＴＫＧ－ＡＫＲ85ＡＤ	ニッサン　ＳＫＧ－ＡＫＲ85ＡＤ
16925	ニッサン　ＴＤＧ－ＡＫＳ85ＡＤ	ニッサン　ＳＤＧ－ＡＫＳ85ＡＤ
16926	ＵＤトラックス　ＴＫＧ－ＢＪＲ85ＡＤ	ＵＤトラックス　ＳＫＧ－ＢＪＲ85ＡＤ
16927	ＵＤトラックス　ＴＫＧ－ＢＫＲ85ＡＤ	ＵＤトラックス　ＳＫＧ－ＢＫＲ85ＡＤ
16928	ＵＤトラックス　ＴＤＧ－ＢＫＳ85ＡＤ	ＵＤトラックス　ＳＤＧ－ＢＫＳ85ＡＤ

3．変更年月日
　平成24年３月13日

○国土交通省告示第八百二十一号

　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、以下のとおり、指定自動車の型式を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。
　平成二十四年七月二十五日
　　国土交通大臣　羽田雄一郎
1．指定製作者等の名称及び住所
　トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
2．変更する指定自動車の車名及び型式

指定番号	新 車名及び型式	旧 車名及び型式
16519	トヨタ　ＱＦＥ－ＮＣＰ52Ｖ	トヨタ　ＣＦＥ－ＮＣＰ52Ｖ
16604	トヨタ　ＱＤＦ－ＫＤＨ201Ｋ	トヨタ　ＬＤＦ－ＫＤＨ201Ｋ
16605	トヨタ　ＱＤＦ－ＫＤＨ201Ｖ	トヨタ　ＬＤＦ－ＫＤＨ201Ｖ

3．変更年月日
　平成24年４月16日

○国土交通省告示第八百二十二号

　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、以下のとおり、指定自動車の型式を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。
　平成二十四年七月二十五日
　　国土交通大臣　羽田雄一郎
1．指定製作者等の名称及び住所
　トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
2．変更する指定自動車の車名及び型式

指定番号	新 車名及び型式	旧 車名及び型式
16599	トヨタ　ＱＤＦ－ＫＤＹ221	トヨタ　ＬＤＦ－ＫＤＹ221

3．変更年月日
　平成24年５月14日

○関東地方整備局告示第二百六十四号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十四年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十四年七月二十五日
　　関東地方整備局長　下保　修
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
川崎市幸区古市場字下耕地一二二六番二から同市幸区小向仲野町一番五まで	前		二五・五〇～二五・五〇（メートル）	○・○三五（キロメートル）
	後		二五・五〇～五〇・二〇（メートル）	○・○三五（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十五号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第２項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十四年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十四年七月二十五日
　　関東地方整備局長　下保　修
一　路線名　一号
　供用開始の区間　川崎市幸区古市場字下耕地一二二六番二から同市幸区小向仲野町一番七地先まで（ただし、関係図面に表示する　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所　部分のみ。）
　供用開始の期日　平成二十四年七月二十五日
　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十五号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十四年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十四年七月二十五日
　　近畿地方整備局長　上総　周平
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百八十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
養父市八鹿町高柳字ナベ二一四六番一から朝来市和田山町市御堂字ワタシ二〇番一まで	前		二三・〇〇～二五三・〇〇（メートル）	一三・四七五（キロメートル）
	後		一一・五〇～二三七・〇〇（メートル）	一三・七三〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十六号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十四年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十四年七月二十五日
　　近畿地方整備局長　上総　周平
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
姫路市石倉字向山九四六番五九から同市石倉字向山一二八二番一まで	前		一三・〇〇～一六・〇〇（メートル）	一・一七八（キロメートル）
	後		一一・〇〇～一二一・〇〇（メートル）	○・一七八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所